

「法改正後の卸売市場における新たな事業展開」

農林水産省 食料産業局 食品流通課 卸売市場室長 武田 裕紀

本日は法改正後の卸売市場における新たな事業展開についてお話ししたいと思います。まず卸売市場法の改正についてですが、変更のなかったものに「差別的取扱いの禁止（中央市場の受託拒否禁止）」「売買取引の結果の公表（統一・拡充あり）」「決済の確保」があります。要するに卸売市場はメンバーを差別せず、自らは需給調整を行わず、市場に来た荷を受け止めて、相場を公表する役割があるということです。さらに代金決済機能もあり、これらは卸売市場に欠かせない機能となっています。

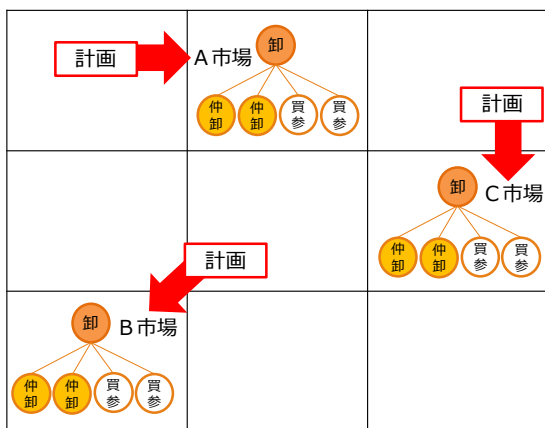
一方、変更のあったものは、ネットワークの阻害要因になっていたようなものと言えるかもしれません。今までは、国や都道府県が、ビジネスベースというよりは行政計画的に人口規模に応じて卸売市場を全国にプロットし、基本方針となる整備計画や開設区域、それに付随する開設の許認可等がありました。そういったものを今回はすべて廃止した。ただし、行政がプロットをすることはやめても、施設整備への国の支援は今後も継続して行っていく予定です。

| 変更のなかったもの | 変更のあったもの |
|------------------------|---------------------------------------|
| 卸売市場の定義 | 卸売市場整備基本方針、中央卸売市場整備計画・都道府県卸売市場整備計画の廃止 |
| 卸売業者・仲卸業者の定義 | 開設区域の廃止 |
| 国・都道府県の指導・監督 | 開設の許認可制から卸売市場の認定制への変更 |
| 差別的取扱いの禁止（中央市場の受託拒否禁止） | 卸売業者・仲卸業者の許可制の廃止 |
| 売買取引の結果の公表（統一・拡充あり） | 第三者販売、直荷引き等の一律規制廃止、市場ごとのルール設定の仕組みの導入 |
| 決済の確保 | |
| 施設整備への国の支援 | |

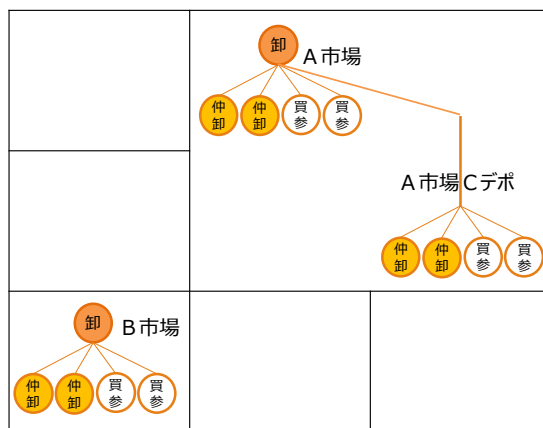
卸売市場法改正のポイント

現在の市場法では、たとえば、人口 20 万人のメッシュごとに卸売市場を配置しようという計画を行政が立て、そこに卸売業者や仲卸業者、買参人を配置して、どのエリアも一律規制でもって、卸売市場内のメンバー間での取引を基本としていますが、今後は計画制度が廃止され、エリアにとらわれないビジネスベースでの卸売市場の配置が可能になります。また、一律規制が廃止されることで、状況に応じたルール設定により、ハブ&スポークの関係構築

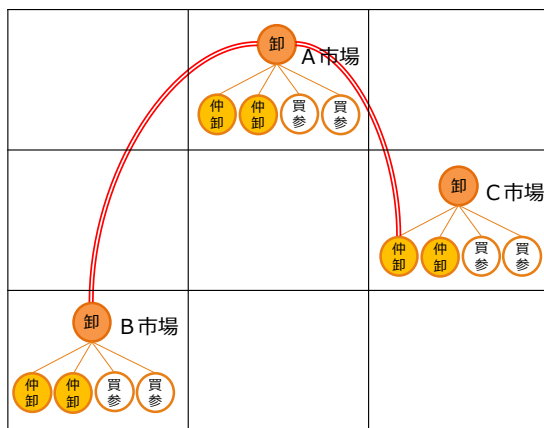
がより円滑となり、ダウンサイジングしなければならないような場合には、これに合わせて他の機能の付加や異業種との連携が進むこともできます。現行制度でも皆さん工夫をやっているのかもしれませんが、今後はより取り組み易くなるということです。



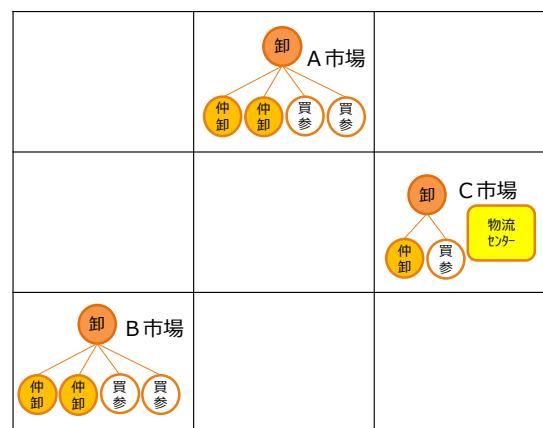
エリアごとに卸売市場パッケージを整備



エリアにとられないビジネススペースでの配置



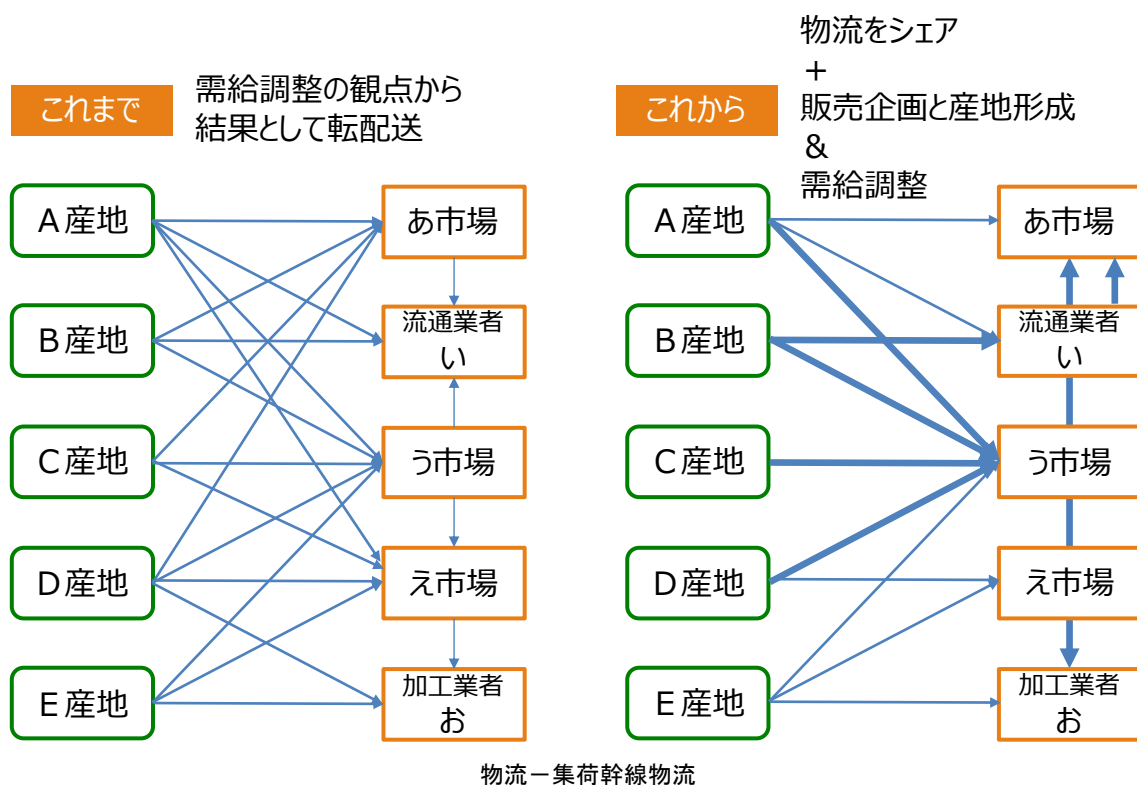
状況に応じたルール設定によるハブ&スポーク関係



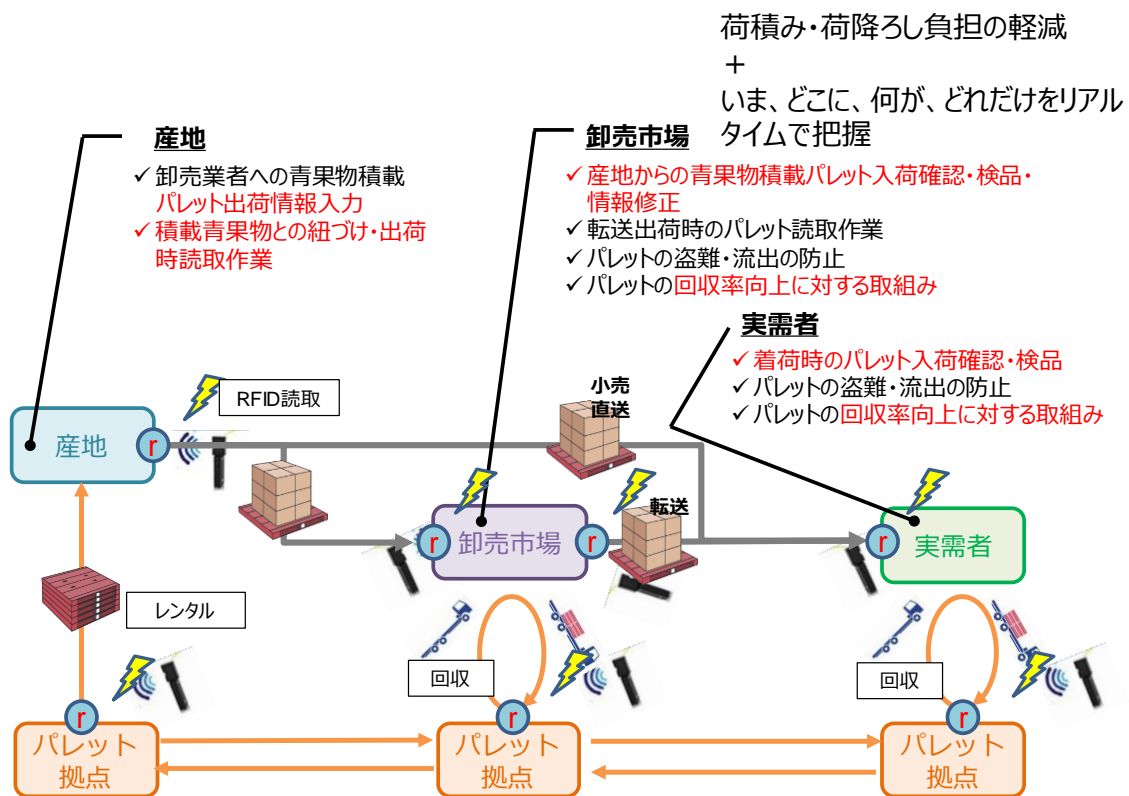
他の機能を付加、異業種と連携

ここで、標準化とカスタマイズの問題が議論になってきます。プロフィットセンター（利益部門）は当然カスタマイズしていく必要があるが、システム上でどこまでカスタマイズするか、今一度点検した方がよいかと思います。たとえば、物流をもっとシェアしていく必要はないか。今までは結果としてのシェアだったのではないか。そこをもっとシステムティックに、色々なものをシェアしていくという発想が卸売市場にほしい。メッシュの中に卸売市場が1つしかないとその中で完結してしまい、シェアしていくという発想がなかなか生まれませんが、これからは協調領域としてシェアする部分が出てくると思います。その際、市場関係者だけでなく異業種も取り込んで、もっとシェアを上げていく必要があります。また、物流だけではなく、たとえば販売企画や産地形成、さらに需給調整もセットにしてもっと連携を進めてみたらどうか。あるいは、元々やっていた需給調整の部分で、物流をシェアして

いくという考え方もあるのではないのでしょうか。

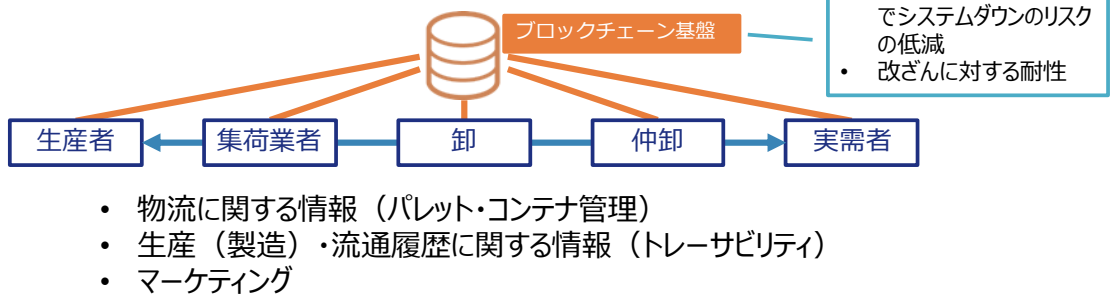


物流をシェアするときは、どのトラックがどんな荷物を積んでいるのか、どこからどこまで運んで、荷室にはどのくらいの空きスペースがあるのか、といった情報が共有できればいいわけで、技術的には今でも可能です。各市場への転配送、あるいは、検収や検品といった作業に現状では大変負担が掛かっているのです。たとえばトラックやパレットに RFID センサーをつけて GPS などとも連動させれば、前述のような情報が共有できます。そのようなシステムはすでに存在するので、皆さんも取り組み易くなっているはずです。

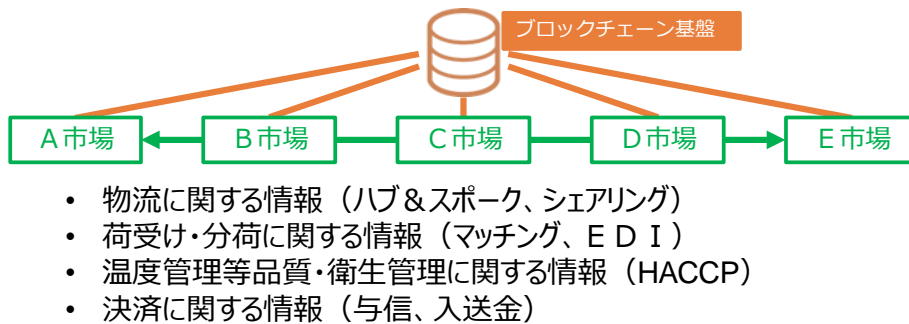


また、情報を共有する際ポイントになるのが、どのように情報共有するかという点です。情報を集中管理にしてしまうと、情報漏えいや改ざんに加え、システムダウンのリスクが高まる恐れがあります。そこで、たとえばブロックチェーンを使って分散管理にすれば、低コストでリスクを低減することが可能になり、分散管理ができればデータ関係も簡単になります。

- 卸売市場を核とした一貫した情報流の構築



- 卸売市場において共通する業務の管理のシステム統合



情報共有（データ連係）による効率化・標準化への対応

つぎは、決済業務についてです。決済業務はどの市場・品目も業務フローが似ているはずという仮説を立てて、合理的な決済プラットフォームの構築・導入を促進することで、生鮮食品の流通コストが軽減できないか調査しましたので、その結果をご紹介します。この調査（生鮮食料品等の代金決済に関する調査委託事業）では、事例を調べたうえで仮説を立て、検討会を開いてその仮説を検証しました。色々と調べた結果、業務フローから決済業務だけを切り離して考えることは難しいことが分かった。結論から言えばこの仮説はかなり甘かったわけですが、一方で、この調査をやったことで決済業務に関連して以下のような課題も浮かび上がりました。

① 手作業部分の効率化

- 手書き伝票の手入力業務に負荷がかかっている。
- 伝票・FAX等の確認・修正に手間がかかっている。

② 印刷・輸送コスト等の低減（ペーパーレス化）

- 郵送料・FAX代のコストが発生している。

③ タイムリーな情報提供（返品等）

- 荷傷み・返品等により会社間やシステム間に金額のズレが発生し、確認や修正等に手間がかかっている。

④ 送金手数料等の低減（キャッシュレス化）

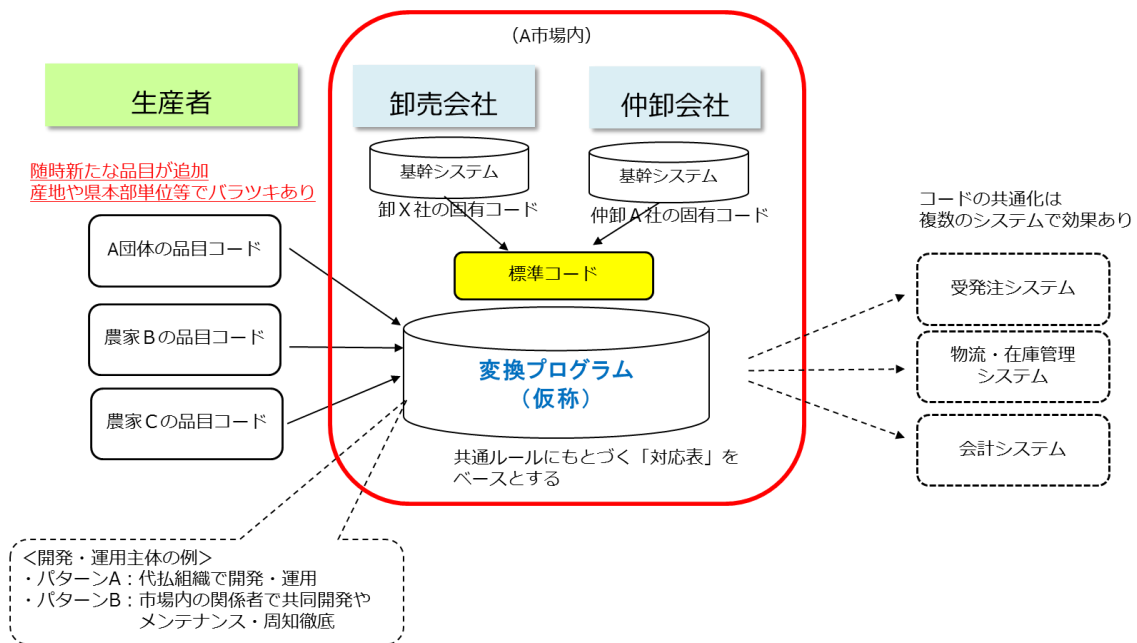
・送金手数料、振込手数料のコストが発生している。

⑤ 与信管理・債権回収等の効率化

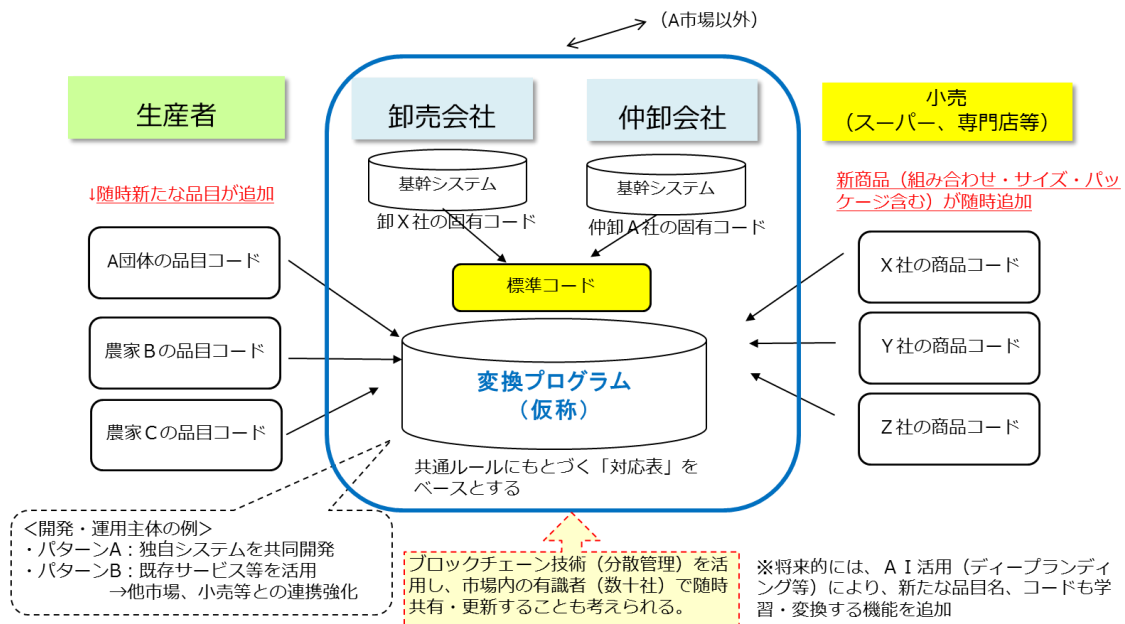
・請求書発行・債権回収等の業務に手間がかかっている。

・未回収リスクの管理と売上げ拡大のバランスが難しい。

このような課題を解決できる技術・サービスは今もいくつかありますが、やはりデータ連係が必要になります。データ連係の第1段階として、まず1つコアとなる市場を選び、コード変換プログラムを使ってAIにどんどん取引を学習させていきます。そして第2段階として、他市場でも同じ仕組みが使えるようにする。ある意味、分散管理をする。その旗振り役を誰が務めてプラットフォームを提供するのか、という大きな問題はありますが、こういった取組を是非実現させたいと考えています。

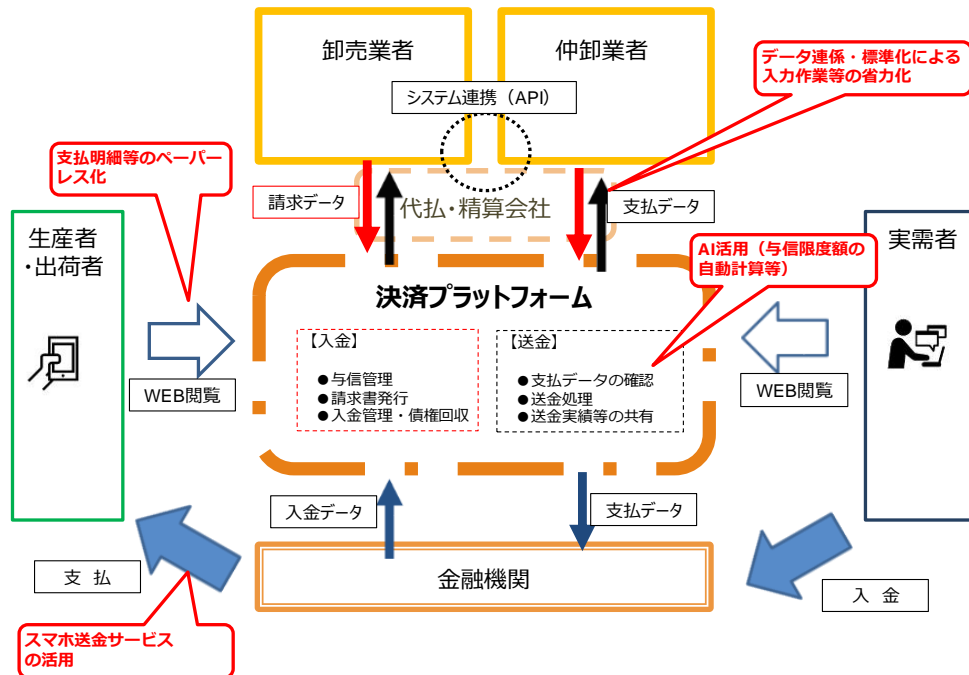


データ連係 (コード変換プログラム) (第1段階)



データ関係 (第2段階)

調査前は、決済業務はお金のやりとりなので、業務フローの中でもっともデータ関係がし易いと思っていたが、まったく違った。やはり、決済プラットフォームを作るのはすごく難しいことが分かりました。しかし、この調査を通じて、データ関係の可能性を十分に認識することができた。決済プラットフォームについても技術的には可能なことが分かっているので、最大の問題は誰が (プラットフォームの) サプライヤーになるのかという点です。



決済プラットフォームのイメージ

かつて、生鮮標準コードを国の補助事業で作った経緯がありますが、今回はやはり民間でやっていく必要があるのだと思います。その際、サプライヤーにならんという人たちには、様々な国の支援もありますし、この生鮮 EDI 協議会が取り組んできた生鮮標準コードや流通 BMS などレガシーとせず活用して、食品流通産業が成長・発展できるように取り組んでいただきたい。私もこの任にある限り、皆さんのお役にたてるよう精一杯頑張っておりますので、農水省がこういう思いを持っているということのエールとして受け止めて、フロンティアとしてサプライヤーになるところが皆さんの中から出てくることを期待しています。その際は、是非一緒に取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。